

入 札 条 件

令和 8 年 5 月 1 日

工 事 名	令和8年度 町道神川中原線舗装補修工事
路 線 名	町道神川中原線
位 置	錦江町 神川地内
工 事 期 間	自 令 和 8 年 5 月 29 日 至 令 和 8 年 10 月 26 日
工 事 金 支 払	完成払・前金払・中間前払
入 札 保 証 金	免除
交 通 止	現場監督者と協議の上決定する
材 料	検査合格の後使用する
支 給 材 料	無
延 滞 金	錦江町契約規則第47条に基づき徴収する
そ の 他	

令和8年度 町道神川中原線舗装補修工事
現況写真

起点側より



終点側より



特 記 仕 様 書

1. 工 事 名 令和8年度 町道神川中原線舗装補修工事
2. 路 線 名 町道神川中原線
3. 工 事 箇 所 錦江町 神川地内
4. 工 期 令和8年5月29日 ～ 令和8年10月26日 (151日間)
5. 工 事 工 種 舗装工事

第1章 総則

- 第1条 本工事はこの特記仕様書によるほか鹿児島県土木部制定(土木工事共通仕様書)(アスファルト舗装工事共通仕様書)によること。
- 第2条 本工事の数量は、別紙「本工事内訳書」「明細書」「仕様図面」のとおりとする。尚この数量が相違する場合、請負者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 第3条 請負者は測量・調査・出来形管理・検査等のため専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の要求及び指示に従わなければならない。
- 第4条 請負者は、錦江町契約規則第3条により工事契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を提出しなければならない。
- 第5条 請負者は、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日に工事着手届を提出しなければならない。
- 第6条 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 第7条 本工事の工期は上記記載のとおりとする。

第2章 入札及び契約に関すること

- 第8条 (入札に記入する金額)
入札金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 第9条 (入札保証金)
本工事は錦江町契約規則第5条により、見積もる契約金額の100分の5以上の額を納付しなければならない。ただし、錦江町契約規則第8条の規程に該当する者は免除とする。
- 第10条 (契約保証金)
本工事は錦江町契約規則第34条により契約金額の100分の10以上の金銭的保証が必要である。ただし、錦江町契約規則第37条の規程に該当する場合は免除とする。
- 第11条 (前払金)
第1項 本工事の請負契約金額が500万円以上の場合、請負契約金額の40%以内で前払金を支払う事ができる。
第2項 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに要する経費については、前項の規定により既にした前金払に追加して、契約金額の20%以内において、前金払をすることができる。
(1) 工期の2分の1を経過していること。
(2) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
(3) 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。
第3項 前金払を受けようとする請負者は、錦江町公共工事の前金払等に関する事務処理要綱により契約締結の日から30日以内に保証事業会社の保証書を添えて請求しなければならない。
- 第12条 (建設業退職金共済制度)
本工事の契約締結時には、建設業退職金共済制度に加入し掛金収納書を提出すること。
- 第13条 (検査)
工事検査を実施するに当たり、請負者はその工事に関し請負者があらかじめ現場代理人として指定した者及び主任技術者を立会させなければならない。
- 第14条 (「週休2日」試行工事)
試行に当たっては、鹿児島県の『「週休2日」試行工事実施要領』に準じて行うものとする。なお、4週8休以上とは、対象期間内「月単位」における現場閉所率の割合が28.5%以上の水準であり、毎月「休日取得計画実績表」を提出すること。

第3章 建設工事の適正な施工の確保

- 第15条 第1項 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

- 第2項 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、又は専任の監理技術者については、適切な資格技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る)を配置すること。
- 第3項 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない選任の監理技術者のうち当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当するもの、又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げるものと同等以上の能力を有すると認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 第4項 1、2、及び3のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- 第16条 (配置技術者等の途中交代)
- 第1項 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 第2項 上記1のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
- 第17条 (現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)
- 第1項 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として取り扱うものとする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 第2項 発注者への報告
上記第1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
- 第18条 (現場代理人の兼任)
- 第1項 現場代理人の兼任を認める工事
現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
- (1) 兼任できる工事は3件
- (2) 工事の当初請負代金額の合計が8、000万円未満であること
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- 第2項 手続き
現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任(変更)通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- 第3項 受注者に対する措置請求
安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。
- 第4項 適用期間
兼任を認める工事の適用期間については、鹿児島県に準ずる。

- 第19条 施工体制台帳の作成等について
本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- 第20条 施工体系図の作成に等について
本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。なお、建設工事下請通知書の提出は、施工体制台帳提出義務の拡大に伴い、廃止とする。
- 第21条 (暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)
錦江町が発注する建設工事等(以下「町工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求または工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく町(発注者)及び警察に通報すること。
町工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町(発注者)と協議を行うこと。

第4章 建設リサイクルについて

- 第22条 本工事は、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、契約書「6 解体工事に要する費用等」を記載することとし、落札後速やかにこれに係る事前協議を行うこととする。請負者は協議に際して、説明書(別紙添付資料)並びに処理施設の許可書の写しを提出すること。
- 第23条 本工事は、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事でないため、「6 解体工事に要する費用等」の欄は該当なしとする。
- 第24条 建設工事の施工により発生する指定副産物は、全て工事現場から40km以内の最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。尚、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記により難しい場合は、監督職員と協議の上の指示によること。
- 第25条 (現場発生主)
- 指定処分A—
- 第1項 施工により発生する土砂類は下記により搬出すること。
(1) 受け入れ場所：-Km
(2) 仮置き等：必要な場合はその場所を明記する。
- 第2項 錦江町が発注する全ての工事は、資源利用促進計画を作成し施工計画書に含めて提出すること。
- 第3項 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 第4項 建設工事発注後にやむを得ない事業により上記の指定により難しい場合は監督職員と協議の上、その指示によること。
- 指定処分B—
- 第1項 工事に発生する土砂・岩塊は下記により搬出すること。
(1) 運搬距離：-Km
(2) 仮置き等：必要な場合はその場所を明記する。
- 第2項 錦江町が発注する全ての工事は、資源利用促進計画を作成し施工計画書に含めて提出すること。
- 第3項 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 第4項 建設工事発注後にやむを得ない事業により上記の指定により難しい場合は監督職員と協議の上、その指示によること。

第5章 工事の施工

- 第26条 (準備工)
- 第1項 工事着手前に工事区間の伐開を先行すること。
- 第2項 工事着手前に事前測量を行い、法線・縦断・横断・基準高等を設計図面と照合しその結果は内容の有無に関係なく監督職員に報告書を提出し協議すること。また設計図書に明記してなくても、構造上必要なものは全て監督職員と協議しその指示に従うこと。
- 第27条 事前測量の折、工事幅だけではなく用地幅の確認等も行い監督職員と連携を取りながら地権者とのトラブルのないように十分留意すること。
- 第28条 工事着工前に全工事区間の丁張を設置し、監督職員の承認を得てから着手すること。

第29条 (工事中における事故防止)

- 第1項 労働災害防止対策のため作業員の点検指示を的確に行うとともに、工事中の労働災害の未然防止につとめること。
- 第2項 工事車両の交通事故防止に努めるとともに、工事区間の標識板の掲示等を適切に行い交通の安全かつ円滑な対応に努めること。

第30条 (ダンプトラック等による過積載防止)

- (1) 工所用資材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第31条 (手摺先行型枠組足場)

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」によるものとし、手摺先行型枠組足場は二段手摺、幅木の機能を有するものでなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第32条 (排出ガス対策型建設機械の使用について)

本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督職員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。ただし、設計変更の対象とする。

- (1)バックホー (2)ホイールローダー (3)ブルドーザ (4)発動発電機 (5)空気圧縮機
(6)油圧ユニット (7)ローラ類 (8)ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第33条 (低騒音型建設機械の使用の原則化について)

本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第34条 (県産資材の優先使用について)

- (1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- (2) 請負業者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	---

- (3) 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- (4) 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

第35条 (町内建設業者の優先活用について)

- (1) 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、町内に本店を置く業者を使用するよう努めることとする。
- (2) 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督員に提出すること。
- (3) 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先	
兼任する工事 (申請工事)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	連絡先
	兼任する工事	工事名	
工事場所			
工期			
請負金額(税込み)			
発注機関名			
監督員氏名			
発注機関の連絡先			

※添付書類：兼任する工事の当初契約書（写し）
兼任する工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること

(別紙3)

説 明 書

令和 年 月 日

錦江町長
新田 敏郎 殿

住 所
氏 名
連絡先

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により
対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
 - ①別表(別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
 - 別表1(建築物に係る解体工事)
 - 別表2[建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)]
 - 別表3[建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)]
 - ②工程の概要を示す資料(できるだけ図面、表等を利用する。)

(ア) 欄には、該当個所に「レ」を付すること。

(別紙5)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(ア) 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

_____ 円(税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費)

_____ 円(税抜き)

- (注) ・運搬費を含む。

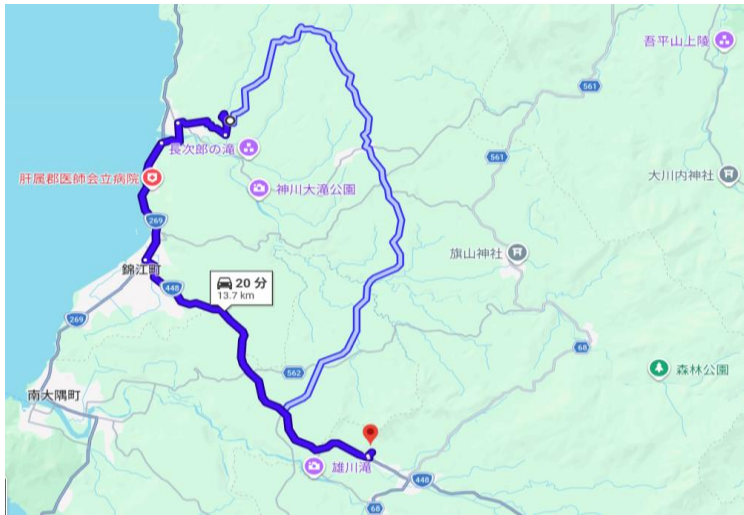
令和8年度 町道神川中原線舗装補修工事

数量総括表

費目・工種	規格1	規格2	摘要	単位	数量	備考
構造物撤去工						
構造物取壊し工						
アスファルト舗装版破碎	舗装版厚15cm以下、障害等無し	騒音振動対策不要、積込作業有り		m ²	675.00	
アスファルト舗装版切断	アスファルト舗装版厚15cm以下			m	10.00	
運搬処理工						
殻運搬処理						
殻運搬舗装版破碎	運搬距離13.5km超19.5km以下、D10無し	機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)		m ³	33.80	
処分費(直工内)						
産業廃棄物受入料	アスファルト塊(掘削)	産業廃棄物税上乘せ相当額を含む		m ³	33.80	
舗装工						
アスファルト舗装工						
不陸整正	粒調碎石 M-30	補足材平均厚さ 49mm以上55mm未満		m ²	675.00	
表層	t=50mm、密粒度キ ャッパ As(改質I型)	密度2.35t/m ³ 、プライムコート PK-3	As合材200t未満/工事(通常時間帯)	m ²	675.00	

令和8年度 町道神川中原線舗装補修工事

建設副産物処理及び距離



31.2747495, 130.8072401

南隅碎石、〒893-2401 鹿児島県肝属郡錦

目的地を追加

🕒 すぐに出発 ▼

オプション

📄 バイル デバイスにルート
送信

🔗 リンクをコ
ピー

国道448号 経由 20 分
最速ルート 13.7 km

詳細 プレビュー

肝属グリーンロード 経由 24 分
17.3 km